



Title	中国都市における住宅外部空間の利用特質に関する研究：武漢市・漢口旧租界地区の事例を通して
Author(s)	山村, 高淑; 土肥, 博至
Citation	都市計画. 別冊, 都市計画論文集, 32, 361-366
Issue Date	1997-10-28
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/35157
Rights	本著作物の著作権は（社）日本都市計画学会に帰属します。本著作物は著作者である日本都市計画学会の許可のもとに掲載するものです。ご利用に当たっては「著作権法」に従うことをお願いいたします。
Type	article
File Information	1997CPIJyamamura.pdf



[Instructions for use](#)

61. 中国都市における住宅外部空間の利用特質に関する研究

— 武漢市・漢口旧租界地区の事例を通して —

A Survey on the Features of the Public Street Use at the Residential Area in China

— In the Case of the old Colonial Area, Hankou, Wuhan —

山村高淑*・土肥博至**

Takayoshi Yamamura and Hiroshi Dohi

This survey was carried out in Wuhan city, China, to understand how to use the public street in the residential area. As a result, it was found out that the public street is occupied by a lot of things and both residents and non-residents use this space. There is a relation between the use for the first floor of the architectures and the way of use of the street. These factors make some order of the use for the public space and it suggests the process of the formation of "gray-zone".

Keywords : China, Wuhan city, street, occupation of public space, territory, gray-zone

中国、武漢市、街路空間、占有化、領域性、グレイゾーン

1. 研究の背景と目的

中国には、19世紀後半から20世紀初頭にかけての植民地化により、近代都市計画が施され形成された都市が数多く存在する。こうした都市は、1949年の解放⁽¹⁾によって中国人住民の生活居住空間として復帰、その後彼らは、独自の様式で従来の街区や建築物を利用し、生活文化に根ざして自立的に居住環境を変容させてきた。

特に住宅外部空間は、中国の都市における人々の活発な活動の場として機能しており、本来共同で使われるべき空間がその意味を変化させていたり、屋内で行われるべき多様な生活行為がそこで営まれていたりする等、居住・生活の場としての都市を考える上で注目すべき空間となっている。

本研究はこうした背景から、中国の都市における住宅外部空間、特に街路空間のうち、ものあふれ出し⁽²⁾や、生活行為の屋外展開が確認される部分（以下便宜上“グレイゾーン”と呼ぶ）に着目し、フィールド調査を通して当初の計画とは異なる空間利用形態を把握することにより、中国の都市におけるグレイゾーンの利用特質について知見を得ることを目的としている。

これまで中国の植民都市空間に関する研究は、越沢⁽¹⁾、松村⁽²⁾、陣内⁽³⁾らの研究に代表されるように、都市計画的または建築史的視点から行われてきた。特に前者は、戦前のものに限った歴史資料の収集、後者は現地での遺構調査という意味合いが強い。従って戦後から現在に至る都市空間の変遷を把握するためには、これら一部の建築遺構調査結果等から、都市の空間的変容を推測するしかないのが現状である。更に現在という断面で見た都市

空間の利用状況については全く手を付けられていない。

またグレイゾーンに関する研究については、これまで集合住宅の建築計画的視点から行われてきた。大別すると、外部空間占有物そのものを通して、外部空間における領域性やコミュニティとの関わりなどを考察しているもの⁽⁴⁾、戦前集合住宅の増改築による住環境の変遷を通して、住民自らによる生活空間（住空間）形成の過程を考察しているもの⁽⁵⁾の二つの流れがある。しかし、いずれも日本の都市、しかも下町の路地空間など、非常に限られた対象が中心で、中国大陸の都市を扱ったものは報告されていない。

本研究の視点はこれらの流れを汲むものであるが、中国大陸の都市における初めてのグレイゾーンに関する調査であるという点で、独自性を有するものである。

本報では、①植民期に外国人の手によって建設された住宅地で現存するもののうち、現在中国人一般市民用の住宅として多様な利用形態が確認できる、②過去の資料が比較的現存しており、当時の状況の推定が容易である、という理由から、武漢市の珞珈山街民宅⁽⁶⁾を対象として利用実態調査を行い、そこで展開されている利用形態や、利用者分布と場所の性格についての分析を試みる。

2. 調査の概要

(1) 調査対象地区

対象地の珞珈山街民宅は武漢市漢口に立地する。漢口は1858年の天津条約で新たな開港場に指定され、1861年の開港後、五カ国の租界が設けられた地区である。当時租界区内においては、西部外周（現中山大道）および

* 正会員 ㈱三和総合研究所研究開発第1部 (Sanwa Research Institute)

** 正会員 神戸芸術工科大学環境デザイン学科 (Kobe Design University)

長江沿いに商業地区が集中し、現在も本地区の中心は中山大道および長江沿いの商業地区である。珞珈山街民宅は、これら地区に囲まれた内部に立地する(図-1)。この内部地区は租界設置当時、主として住宅地で若干の事務所が混在する閑静な地区であったが、特に近年は改革開放政策による市場経済導入で市民レベルの商業活動が活発化し、住宅の一階部分を店舗として利用する形態が急増している。(4)

珞珈山街民宅は、1919年に西欧資本家の出資、ドイツ人の設計により建設された、レンガ・木造混合造3階建ての集合住宅⁷であり、中央には全長137m、幅約9.5m(車道部分6.5m、歩道部分両側1.5m)の街路(珞珈山路)が通過している。租界時代は外国人を中心に、彼らに雇われた中国人(主に貿易関係)や、裕福な中国人市民が居住していた(8)。その後1923年ロシア(当時のソ連)が租界を放棄、中華民国に復帰したことにより、国民党政府の職員や企業の経営者など上層階級の人々の住居となった。1949年の開放以降は国有公共住宅となり、地方政府の住宅管理局または単位(機関や団体。主に勤務先)が管理、一般市民に賃貸または分譲する形式をとっている。現在単位としては、人民解放軍はじめいくつかの機関が管理、一世帯当たり300元/月前後で賃貸されている。なお街路に面するファサードの典型的なものと、街路空間の状況を、図-2と写真-1に示す。

(2) 調査の内容と方法

本研究は、武漢市都市計画設計研究院へのヒアリング、建築用途ならびに外部空間占有物の確認調査、街路利用

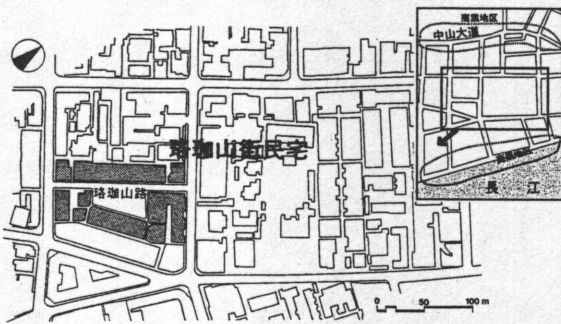


図-1 街区概略図

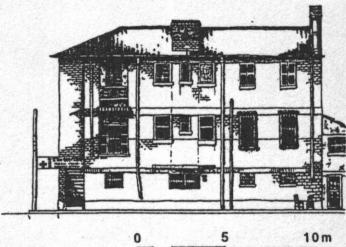


図-2 珞珈山街民宅正面立面図



写真-1 珞珈山街民宅の形式

状況の実態調査に分けて行った。調査の日時と方法は以下の通りである。

(i) 武漢市都市計画設計研究院へのヒアリング

(調査日) 1995.8.2 ~ 8.10

(調査方法) 本調査はごく一般の住宅地内街路の観察調査であるため、武漢市の都市計画・租界地区建築調査を担当している武漢市都市計画設計研究院の了解を得、住民に対する調査協力申請書を作成していただいた上で、実地調査を始めるという手順を踏んだ。また街路管理状況や観察で生じた不明な点については、随時研究院の技師よりヒアリングを行った。

(ii) 建築用途ならびに外部空間占有物の確認調査

(調査日) 1995.8.5 (晴れ)

(調査方法) 街路を構成する建築に住宅以外の用途がある場合はその用途、名称、店舗であれば取り扱う商品を記録した。また、調査日の午前10時から午後2時までの間に、調査地区の地上部分におけるあらゆる外部空間占有物を記録、これら占有物がどのように利用されているか記録を行った。

(iii) 街路利用状況の実態調査

(調査日) 休日:1995.8.6 (晴れ)、平日:1995.8.8 (晴れ)

通過交通調査:1995.8.10 (晴れ午前中一時曇り)

(調査方法) 調査対象地区におけるグレイゾーンが、日常生活環境としてどのように利用されているか、またどのように管理・整備されているか把握するために、休日・平日の二日間にわたり、午前(9:00 ~ 12:00)、午後(13:30 ~ 16:30)、夜(18:00 ~ 21:00)に分け、利用状況(利用者の分布と行為内容)、利用者による管理・整備行為(例えば、清掃を行う等)を記録した。珞珈山路全域にわたり観察を行うことの必要性から、行為の行われている一箇所につき15分に1回を基準に時間を区切って観察を行った。また利用状況に大きな影響を与えていると思われる交通環境を把握するために、平日同時間帯の通過交通量について定点調査を行った。

3. 住・商関係から見た地区の変容

(1) 珞珈山街民宅の建築用途とその形態

表-1 通過交通量

時間	交通の種類別						計
	歩行者	自転車	三輪車	荷車	バイク	自動車	
午前	802	541	77	17	20	50	1507
午後	399	348	51	7	16	60	881
夜	373	309	34	9	7	42	774
計	1574	1198	162	33	43	152	3162

(注1) 三輪車とは、自転車の後ろに平台が設置された形態で車輪が三つのもの、踏タウに用いられているのがこのタイプ。

(注2) 三輪車の形態を持つが、モーターのついていないものはオートバイとして数えた。

(注3) 自転車を引きながら歩いている人は、歩行者として数えた。

(注4) 赤ん坊を担いで歩いている場合は、歩行者一人として数えた。

(注5) 自転車の二人乗りは、自転車1台として数えた。

表-2 珞珈山街民宅1階部分の用途

利用形態	店舗型	戸数	特徴	店舗内容 (件数)
専用住宅		29		
商業併用住宅	開放型	3	建築開口部を開放し、店内から商品をあふれ出してこれを販売する。日本での八百屋のような形態。店舗内と外部とが空間的に連続。	日用雑貨(2)、 建材(1)
	窓口型	1	建築の窓部分を開放し、そこで商品の販売をする。日本でのたばこ屋のような形態。	日用雑貨(1)
	理髪店型	7	店舗の開口部は人が出入りするとき以外は閉鎖。利用客が利用時に店舗内へ入っていく形態。	理髪店(7)
商業専用	事務所型	2	店舗の開口部は人が出入りするとき以外は閉鎖。従業員以外ほとんど人の出入りが無い。	
不常用	休業中	1	シャッターを閉め切っている。	もと飲食店(1)
合計		43		

(注) 1995年8月5日の現地調査により確認されたもの。

本街路には、塀など主屋と道を隔てるものは存在せず、主屋の壁面が直接道に面している部分がほとんどである。建築の主たる出入口は全て本街路沿いにあり、住民の出入りは全て本街路を通して行われる。また街区のほぼ中央部には、珞珈山街民宅の中庭が設置されており、周囲はフェンスで囲まれている(図-1)。なお、本街路の交通量を表-1に示す。

(2) 建築用途の転換

珞珈山街民宅はもともと住宅専用であったことが記録されている⁽⁶⁾が、今回の調査により、住宅の一階部分の一部を店舗として利用している場所が複数確認され、計画時と比べ用途の転換が発生していることがわかった。その結果を表-2、図-3に示す。本来住宅専用であった部分43ヶ所中、約3分の2(14ヶ所)で商業用途に用途転換が起きていることがわかる。用途転換が起きている場合について、居住者の有無に注目してみると、住民が居住せず、非住民により店舗が営業されている「商業専用」は事務所型の2ヶ所であるのに対し、住民が居住し続け、居住者により店舗が営業されている「商業併用住宅」が11ヶ所となっており、住民が住み続ける形で用途転換が発生している点が大きな特徴となっている。

(3) 路上型店舗について

図-3中の路上型店舗(以下「路上店舗」と称す)は、店舗建築を有さないが、路上に調理器具等を半定期的に設置し、テーブルやいすも路上に配置したものである。機能的には屋内の食堂と全く同じ機能を有するため、本報では便宜上、建築物の1階用途とみなすものとする。路上店舗については、器具や食材等の管理、調理・給仕・会計等、店舗運営を行っているのは珞珈山居民委員会(珞珈山街民宅住民による地区自治会。住民の代表によって構成。)である⁽⁷⁾。また同場所は、時間帯によって、本地区住民が休憩や雑談等の生活行為を行う場所としても利用される。⁽⁸⁾これらの点から、路上店舗は、以下、商業併用住宅に準じるものとして扱う。

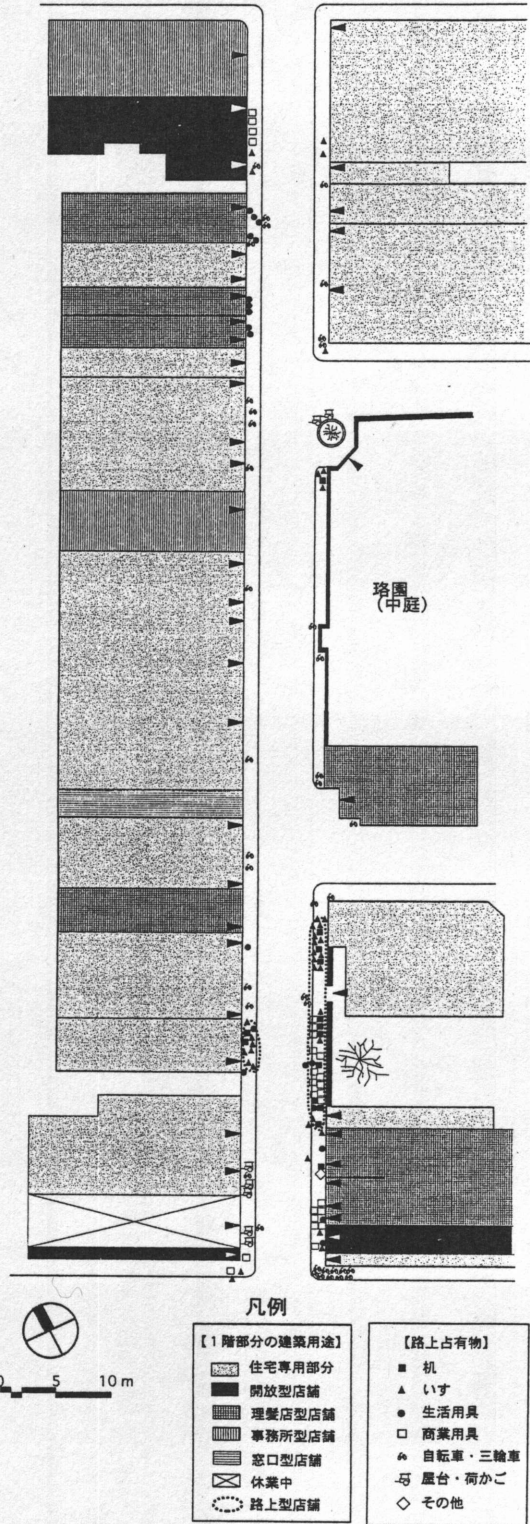


図-3 占有物の分布状況

4. グレイゾーンの成立とその特質

(1) 路上占有物とその特質

本街路では、歩道部分を中心に様々な占有物が観察された。図-3・表-3は、確認された占有物の分布状況を模式化して示したものである。このように、本街路においては道際に置かれた諸要素により、本来の公的空間の私的占有化が起きている。日本の住宅地区の街路においては、本来の公的空間があふれ出しにより私的領域化・共有領域化する例は以前より多く報告されているが⁹⁾、本事例のように、住民以外の持ち込み物による占有化の例は報告されていない。このように、占有物の所有者、占有過程が多様であることが、これら占有物の利用者の属性、占有物を介した行為にも多様性を有するグレイゾーンの成立させる原因となっていると考えられる。

(2) 路上占有化と建築用途との関連

図-3、表-3からわかるように、一階部分の建築用途が(A)住宅専用であるか、(B)商業併用であるか、(C)建築部分がない(中庭外周)、もしくは不使用(休業中店舗)であるかで、占有物の種類やその用途にも違いが見られることがわかる。(A)住宅専用部分の前では、いす、自転車等の限られた私的生活用具があふれ出しているのに対し、(B)商業併用住宅前では、住民の生活用具

表-3 確認された占有物

建築用途・形態	建築との関係	確認された占有物	利用主体 住民 非住民	同時に確認された 占有物の利用用途
住宅専用	開口部付近	ほうき・モップ	●	掃除
		たらい	●	洗濯
		かま・レンガ片	●	不明
		ドラム缶	●	不明
		いす	●	休憩、読書
開放型店舗	開口部付近 (開放)	自転車、三輪車、オートバイ	●	移動手段
		冷蔵庫、風ケース、脚の入ったかご、砂利、段ボール箱、ベンキ	●	廃物を貯蔵
		いす、長いす、テーブル	●	商品、仕事道具
		電話機	●	飲食、休憩
		ほうき、ちりとり	●	公共電話として使用
理髪店型店舗	開口部付近 (閉鎖)	モップ、ほうき、ちりとり、バケツ、たらい	●	店舗前の清掃
		電話機	●	公共電話として使用
		ガスコンロ、いす(ガスコンロの台)	●	店員が自分たちの家事を作る
		自転車	●	交通手段
		いす、テーブル	●	飲食、休憩
路上型店舗	横面、一部開口部有 (開放)	いす、テーブル	●	調理
		玉子、たらい、やかん、鍋、まな板	●	調理
		商品(うどん・そば等)、食器	●	販売、食事
		ドラム缶(かまど用)	●	調理
		いす、テーブル	●	調理、会計
休業中店舗	開口部付近 (閉鎖)	自転車、三輪車	●	交通手段
		乾燥の入ったかご	●	廃棄
		自転車	●	交通手段
中庭外周	壁、欄、植え込み	ガスコンロ	●	調理、清掃
		筒かご	●	休憩するために荷物を置く

(注) 1995年8月5日、午前10時～午後2時までの現地調査により確認されたもの。

のみならず、テーブル、商品など、より積極的に路上占有化が行われていることが見て取れる。特に路上店舗では、商業活動に関する全ての道具が路上(歩道や車道脇)に置かれているのが観察された。一方(C)珞園(中庭)周辺や、休業中で開口部を閉め切ったままの店舗前では、非住民の持ち込みによる一時的な占有化(彼らの所有物である荷かごや、自転車等)が確認された。

このように、街路空間の占有化によるグレイゾーンの形成に関しては、それに面する建築用途の違いが大きな要因となっており、その違いによって、(A)に見られるような、高密度居住や生活習慣等を背景とした私的生活用具の単なるあふれ出しから、(B)の積極的な外部空間への働きかけ、(C)の地区外からの持ち込みまで、形成のレベルに大きな違いが生じていることがわかる。

5. グレイゾーンの領域性

(1) 行為から見た街路空間利用形態

調査の結果確認された街路空間利用ポイント数およびその属性による内訳を表-4に示す。本表では、15分に一度の観察により、その都度観察された滞留者一人を1ポイントとして数えてある。珞園山路は、特別な商業施設や観光施設等は存在しない、現地にはごく一般的な住宅地であるにもかかわらず、休日・平日ともに、住民に限らず多様な人々が滞留しているのが確認され、特に日中は様々な属性の人に利用されていることがわかる。

また、観察されたそれぞれの行為を、行為主体者の属性に注目して分類すると、住民及び近隣住民・その友人等が行為主体となるI)住民型と、住民・非住民いずれもが行為主体となりうるII)混合型、そして非住民が行為主体となるIII)非住民型の3つに大きく分けられる(表-5)。更にこれを行為の主目的を中心に細分類すると、7種類の利用型にまとめることができる。これらの中でも、交通量が多いにも関わらず、住民が外部空間で個人・家庭生活に関する行為を行うI-1型、非住民が特に積極的な目的を持たず、一定の場所に比較的長時間滞在するIII-2型は、住宅地の公的空間の利用形態と

表-4 確認ポイント数
及び属性類型

(休日)	属性				計
	住民	非住民	判別不能		
午前	182	39	117		318
午後	96	102	27		225
よる	221	7	10		238
計	479	148	154		781

(平日)	属性				計
	住民	非住民	判別不能		
午前	187	83	97		367
午後	95	61	15		171
よる	244	5	35		284
計	526	149	147		822

表-5 珞園山路で確認された行為の類型及びその内容

行為主体者の属性 による分類	利用型	利用の内容	主な利用行為	コミュニケーション 可能な相手の属性
I. 住民型	I-1) 生活必需・家事型	住民の個人・家庭生活における生活必需・家事行為、住民特有。	朝・昼・夕食、料理、掃除、洗濯、子供の世話、宗教行為	住民
	I-2) くつろぎ・自由時間行動型	住民が自由時間において行う活動、休息、交際等。	田らん、トランプ、新聞を読む、雑談、口論、夕飲み、閑食、無言	
	I-3) 店舗型商業活動型	住民によって、特定の場所で継続的に行われる商業活動。	調理・販売、品物の整理、荷物の積み込み、片づけなど仕事に随する作業	
II. 住民・非住民 混合型	II-1) 買い物・外食型	住民・非住民が、店舗、屋台、露店などを営って利用する場合。	朝・昼食、買い物、買い物 公共電話の利用	住民 非住民
	II-2) 住民・非住民対話型	経済活動以外で住民と非住民が接触する場合。	注意、口論、会話	
III. 非住民型	III-1) 移動型商業活動型	非住民によって行われる、移動可能な非恒定的商業活動。	露店や屋台で食材を売る、廢物収集、給タケの受付等	非住民
	III-2) 立ち寄り体験型	非住民が、生理的・個人的要求を満たすために行う行為。	探検、新聞を読む、弁当を食べる、無言	

(注1) 「住民」とは、地域社会の構成員である珞園山路周辺住民及びその近隣住民に、その友人・家人等を含めたもの。
(注2) 属性が判別不能な行為主体者は「非住民」に含めた。

して非常に興味深い。

(2) 利用型の分布と領域性

本街路の利用行為については、ほとんどの利用型の分布が特定の場所である程度の広がりを持った領域の中に分布しており、さらに、休日と平日で分布場所に極端な差は見られず、午前・午後・夜といった時間帯によって分布に特徴が見られた。このように領域性があるということは、同じ場所を利用可能な行為型の組み合わせがいくつかあり、それが場所の特質を表していると考えられることができる。

こうした視点から、調査日両日の記録を合計した上で、午前・午後・夜に分け、領域性が認められるエリア内での確認ポイント数に占める各利用型の割合を見たところ、大きく5種類のパターンに分かれることがわかった。表-6は、これら5種類の領域毎に、確認された行為型の構成割合をまとめたものである。さらに図-4は、調査日両日の午前・午後・夜における領域の分布を図示したものである。

本図に示されるように、場所毎で利用形態の性質が異

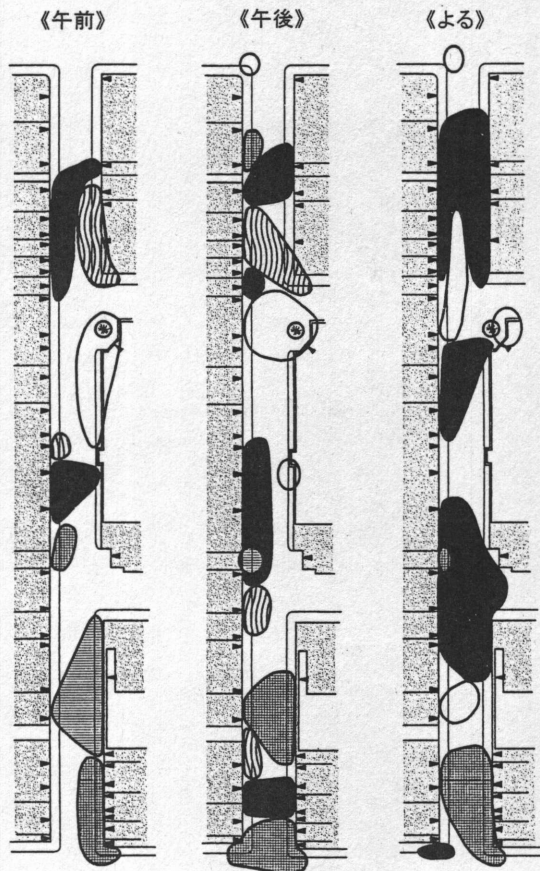


図-4 領域型の分布状況

表-6 領域型の類型及び対応する利用型

領域型	利用者比率 (住民:非住民)	主な利用型						
		I		II		III		
		1	2	3	1	2	1	2
住民生活エリア	401:0	●	●	—	—	—	—	—
生活・商業混合エリア	384:71	○	○	○	○	△	△	○
店舗商業エリア	123:194	—	△	●	●	—	—	○
住民・非住民生活混合エリア	87:79	○	○	—	—	○	○	○
非住民集中エリア	11:226	—	△	—	△	△	△	●

(注1) 利用者比率は確認ポイント数による。また非住民は別記不問を含む。

(注2) 表中の記号は、午前・午後・夜でそれぞれ5つの領域型に分類された各エリアについて、そのすべての確認ポイント数を合計し、この合計ポイント数のうち各利用型の占める割合を算出した結果に基づき、以下のように設定した。

●:50%以上、○:20%~50%、○:5%~20%、△:5%未満、—:全く確認されない

なっている。更にI-3・II-1型及びIII-2型については、分布の集中する場所が存在している(表-6)。前者は、店舗・露店などを介して利用者が集中、特に非住民に関しては、商業活動に参加することによって、本来住民の空間である住宅地内の街路に入り込み、滞留している。一方後者については、商業活動の利用などといった住民側との接点がないにも関わらず、住宅地内部の特定の空間に利用が集中するという点が注目し値する。

(3) 共有領域性

表-7は、前節で抽出した領域型の分布場所について、実際に空間を管理・整備する主体に注目してまとめたものである。本街路においては、専用住宅前や商業併用住宅前、路上店舗など建築部分に居住者がいる場合、住民が中心となった利用形態を持つグレイゾーンが形成されている。こうした領域では、空間を管理・整備する主体が明確で、その維持管理に積極的な働きかけが認められる共有領域性⁽⁹⁾を持っていると言える。こうした共有領域性について国内の事例については報告があり⁽¹⁰⁾、店舗併用住宅前では特に交通量が多い場合でも家の前を自分たちで管理しようとする意識が非常に強く働き、共有領域化の起こることが知られている。一方、中庭外周や休業中店舗前、事務所型店舗前では、非住民が滞留する領域、つまり非住民型のグレイゾーンが形成されている。こうした場所の制度上の管理者は、歩道が区都市建

表-7 街路空間の用途の変遷と共有領域性

計画上の用途	領域型	主な分布場所	実際に空間を管理・整備する主体	共有領域性
車道・歩道	住民生活エリア	住宅前・その対面	住民個人	あり
	生活・商業混合エリア	店舗併用住宅前		
	店舗商業エリア	路上店舗等	特定集団(居民委)	
街区中庭	住民・非住民生活混合エリア	開口部がない場所	あいまい	なし
	非住民集中エリア	中庭入り口等		

0 5 10 m

凡例

- 住民生活エリア
- ▨ 生活・商業混合エリア
- ▩ 店舗商業エリア
- ▧ 住民・非住民生活混合エリア
- 非住民集中エリア

設委員会都市監察大隊、車道が公安局交通大隊であり、特に露天や屋台については禁止する方向で取り締まる方針である⁽¹¹⁾とのことだが、実際には何もなされていない。これは事実上管理者不在のあいまいな状況であり、共有領域性は見られない。

つまり、建築部分における居住者の有無が、共有領域の発生に大きく影響しているということができる。

5. まとめと展望

本調査において明らかになった点をまとめると、以下の6点が挙げられる。

- 1) 本地区は元来住宅専用に計画された地区であるが、その後建築用途の転換が複数ヶ所で発生している。
- 2) これら用途転換が起こっている場合の大半は商業併用住宅となっており、住民は継続して居住している。
- 3) 街路空間の占有化によるグレイゾーンの形成に関しては、建築用途が(A)住宅専用であるか、(B)商業併用住宅であるか、(C)用途無しであるかによって形成のレベルに違いが見られ、特に(B)の場合は、積極的なあふれ出しが見られる。
- 4) 利用行為の特性に対応した領域が形成される。
- 5) 建築部分における居住者の有無によって、グレイゾーンにおける共有領域性の有無が決定される。
- 6) 一見無秩序のように思われる住宅外部空間の利用において、4)、5)の要因が、多様な属性の人々が共存し、多様な利用行為の展開を可能とする秩序を生み出している背景となっていると考えられ、それによって、意味の異なる複数のグレイゾーンを成立させているということができる。

本調査では、住宅から商業併用住宅へ建築用途の大きな転換が発生している場所において、積極的なグレイゾーン化が起こっていることを明らかにした。また、既に報告したように⁹⁾、中国の都市部では、高密度居住を背景として、街路空間の建築化⁽¹²⁾が起こっている。これらのことは、現在の中国におけるグレイゾーンの成立に関して、①高密度居住による屋外空間の利用、②改革開放政策による住民の商業活動の活発化、という大きな2つの異なる背景があることを示唆している。こうした点が、外に向かってしつらえる「植木」に代表されるような¹⁰⁾、これまで報告されてきた日本の都市におけるグレイゾーンとは性格の異なる領域を生み出した要因と考えられる。

本報では、中国人居住者の独自の空間利用形態を浮かび上がらせるために、20世紀初頭に欧米人が彼らの居住地として設計した住宅地を取り上げ、当初の計画とは異なる利用形態の抽出を行ったが、あくまで一地方の一

区域の事例分析であり、そこから中国人一般の空間利用特質や独自の公共概念に言及することには限界がある。今後は地域的に調査対象都市の幅を広げ、地理的、経済的、政治的背景の異なる対象の比較分析を行うことにより、より普遍的な中国都市におけるグレイゾーンの成立背景、機能と意味について検討を行っていく予定である。

本研究を進めるに当たり、武漢大学建築系張在元教授、武漢市都市計画設計研究院陳世平院長、副主任技師朱頌柏氏、同建築技師段瑜氏、珞珈山街民宅の住民の皆様には、多くの資料提供と協力を得た。記して感謝の意を表す。

【注】

- (1) 中華人民共和国の成立を指す
- (2) 文献 8)10)等では外部空間に置かれたものについて、収納不足から戸前にあふれ出したものを「あふれ出し」と呼び、個性を外に伝え戸口に豊かな表情を与えるものを「表出」と呼び区別している。しかし、これら研究はいずれも日本の都市空間を扱ったものであり、文化的土壌が異なる中国の都市空間に直接当てはめることはできないことから、両者及びそれに類すると思われる占有物について「あふれ出し」と一括して呼ぶものとする。
- (3) 珞珈山街：Ruo-jia Shan Road
- (4) 住民および武漢市都市計画設計研究院へのヒアリングによる。
- (5) 文献 7)ならびに武漢市都市計画設計研究院資料による。
- (6) 文献 7)
- (7) 住民および武漢市都市計画設計研究院へのヒアリングによる。
- (8) このことについては、第5章第2節において詳しく述べる。
- (9) 本研究においても、文献 10)等の既往研究に従い、共有領域性を「人々が自分たちのものだという意識を持ち、何か異変が起きていないか関心を払い、その維持管理に自ら関わろうとするところの空間や施設のあり方」と定義する。本研究においてその判断は、現地観察によって、利用者によるこうした行為(例えば、清掃を行う等)が確認されたかどうかで行った。
- (10) 文献 5)8)
- (11) 武漢市都市計画設計研究院でのヒアリングによる。
- (12) 街路空間において小規模住宅の建設が行われたり、街路部分にはみ出して増築が盛んに行われるといった現象。

【参考文献】

- 1) 越沢明「大連の都市計画史(1898～1945)」日中経済協力会会報 No.134-136、1984
- 2) 松村伸「中国における建築生産システムの変容と建築意匠の「伝統化」に関する研究-1840～1977」東京大学工学部建築学科博士論文、1987
- 3) 陳内秀信「中国北京における都市空間の構成原理と近代の変容過程に関する研究(1)」住宅総合研究財団研究年報 No.21、1994、p.115-125
- 4) 鈴木成文、杉山茂一「集合住宅における住戸の内と外の対応構造に関する研究」新住宅普及住宅建築研究所、1977
- 5) 青木義次、湯淺義晴「開放的露地空間での領域化としてのあふれ出し～路地空間へのあふれ出し調査から見た計画概念の仮説と検証 その1」日本建築学会計画系論文報告集 第449号、1993、p.47-55
- 6) 安武敦子、菊池成明、高橋廣志ほか「店舗併用住宅を持つ街路型住棟の変遷～同潤会柳島アパートの住みこなされ方に関する研究その1-3～」日本建築学会大会学術講演梗概集、1993、p.157-162
- 7) 汪坦、藤森照信(1992)、「中国近代建築総覧・武漢編」、p.76、中国建築工業出版社
- 8) 小林秀樹、鈴木成文(1981)、「集合住宅における共有領域の形成に関する研究-その1.共有領域の構造」、日本建築学会論文報告集、第307号、p.102～111
- 9) 山村高淑「中国都市における都市空間の特質とその近代の変容に関する研究」日本建築学会大会学術講演梗概集、1995、p.557-558
- 10) 鈴木成文ほか(1984)、「いえ」と「まち」、p.134～158、鹿島出版会